

「群馬県食品安全基本計画 2025-2030」令和 7 年度評価（概要版）

1 はじめに

「群馬県食品安全基本計画 2025-2030」は、群馬県食品安全基本条例に基づく、食品安全行政の基本となる計画である。令和 7 年度から令和 12 年度の 6 年間においては、この計画に基づき、食品の安全を確保するとともに、県民の食品に対する信頼の向上及びリスクコミュニケーションによる関係者間の相互理解の促進を図ることを目的として、様々な事業を実施していくこととする。

また、この計画の進捗状況については、食品安全基本計画事業評価指針に基づき、毎年度評価を行い、食品安全審議会等からの意見・提言を踏まえ、進行管理を行うこととする。

2 「群馬県食品安全基本計画 2025-2030」の概要

この計画は、前計画「群馬県食品安全基本計画 2020-2024」の取組で得た成果を踏まえて設定した新たな基本目標 2 つのもと、7 つの施策の柱、19 の基本施策、40 の施策の方向を掲げ、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間に実施する事業内容とその進行管理を行うための 30 の数値目標を設定している。

3 令和 7 年度の事業評価

基本計画の令和 7 年度の施策評価については、計画に掲げる 19 の基本施策（30 の数値目標及び 40 の施策の方向に沿って実施した事業）を対象とし、総合的な視点で評価を行った。

（1）事業評価の方法

ア 第一次評価（「数値目標」の評価・「施策の方向」の評価）

第一次評価は、施策等の所管課（以下「所管課」という。）が行い、「数値目標」の評価は、数値目標の達成状況について 4 段階により評価を行った。ただし、指標の内容により、最終年度のみ評価する場合もある。

また、「施策の方向」の評価は、施策の方向に基づき実施した全ての個別事業の実績等を踏まえて 4 段階により評価を行った。

【「数値目標」の評価】

評価区分	達成率
A	95% ≤
B	75% ≤ 達成率 < 95%
C	50% ≤ 達成率 < 75%
D	< 50%
評価困難	社会情勢や指標対象事業の廃止等により実績がない場合

【「施策の方向」の評価】

評価区分	考え方
A	十分な実績をあげている
B	概ね良好な実績をあげている
C	実績がやや不十分である
D	実績が厳しい状況である
評価困難	社会情勢等により個別事業を全く講じることができなかった場合とする

イ 第二次評価（「基本施策」の評価）

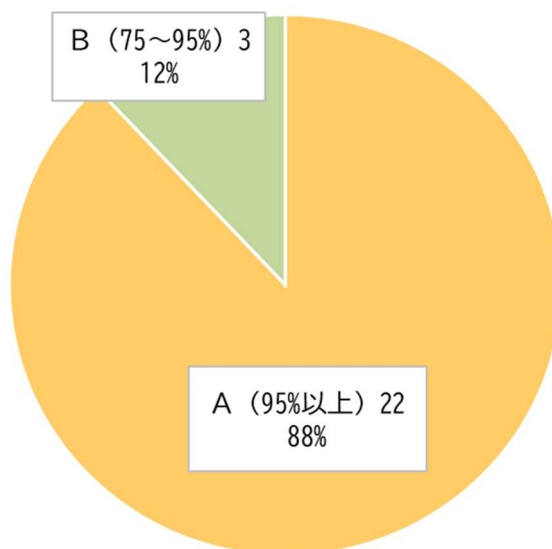
第二次評価は、食品・生活衛生課が行い、第一次評価の結果を踏まえ、「基本施策」について、4 段階により評価を行った。

評価区分	考え方
A	順調に進捗している
B	概ね順調に進捗している
C	進捗状況がやや遅れている
D	進捗状況が遅れている
評価困難	第一次評価が全て評価困難となる等、施策の評価ができない場合とする

(2) 評価結果の概要（基本施策の進捗状況）

ア－1 第一次評価（「数値目標」の評価）【グラフ1、表1】

19の基本施策に対して、30項目の数値目標を掲げている。このうち、所管課で調査中としている1項目（表1：②農協出荷者の生産履歴記帳率）及び最終年度にのみ評価を行う4項目（表1：①GAP認証取得経営体数、③農薬適正使用推進員認定者数（累計）、④農薬管理指導士認定者数（累計）、⑮食品安全検査センターの検査可能な項目数）を除く25項目の評価を行った結果、A評価が22項目（88%）、B評価が3項目（12%）となり、C評価及びD評価はなかった。



【グラフ1】令和7年度「数値目標」の評価

【表1】令和7年度「数値目標」の達成状況

	指標名	単位	基準値 (R5年度)	最終 目標値 (R12年度)	実績値 (R7年度)	最終目標 値に対する 達成率	達成状況
①	GAP認証取得経営体数	経営体	173	225	207	92.0%	－（※2）
②	農協出荷者の生産履歴記帳率	%	97.9	100	調査中	－	－
③	農薬適正使用推進員認定者数（累計）	人	1,637	1,755	1,682	95.8%	－（※2）
④	農薬管理指導士認定者数（累計）	人	4,004	4,293	4,113	95.8%	－（※2）
⑤	講習会等での農薬適正使用指導回数	回	1,012	1,000	804	80.4%	B
⑥	出荷時の生乳検査における総細菌数10万/ml未満の酪農家割合	%	98.5	100	97.5	97.5%	A
⑦	農産物安全検査結果の適正割合	%	100	100	100	100.0%	A
⑧	GAP研修会開催回数	回	3	3	6	200.0%	A
⑨	食品衛生推進員によるHACCPに沿った衛生管理の導入確認件数	件	3,000（※1）	3,000	2,831	94.4%	B
⑩	食品衛生推進員委嘱数	人	130	130	128	98.5%	A
⑪	食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設の監視指導実施率	%	92.7	100	110.3	110.3%	A
⑫	無承認無許可医薬品試買検査検体数	検体	50	50	50	100.0%	A
⑬	食品衛生監視指導計画に基づく食品安全検査の実施率	%	100	100	102	102.0%	A
⑭	食品安全検査における食品の規格基準等適合率	%	99.8	100	100	100.0%	A
⑮	食品安全検査センターの検査可能な項目数	項目	534	544	555	102.0%	－（※2）
⑯	収去検査検体数に対する輸入食品検査検体数の割合	%	21.7	20	21.4	107.0%	A
⑰	アレルギー検査における食品表示基準適合率	%	97.5	100	100	100.0%	A
⑱	食物アレルギーセミナー受講者の理解度	%	95	95	98.7	103.9%	A
⑲	国等主催の食品衛生に関する研修会等への参加回数	回	4	5	7	140.0%	A
⑳	保健所職員等を対象とした研修会開催数	回	5	5	5	100.0%	A
㉑	食品表示に関する情報紙の発行回数	回	2	2	2	100.0%	A
㉒	食品表示セミナー受講者の理解度	%	84	85	80.6	94.8%	B
㉓	食品安全検査における食品表示基準適合率	%	99.3	100	100	100.0%	A
㉔	国等主催の食品表示に関する研修会等への参加回数	回	4	4	5	125.0%	A
㉕	食品表示に関する現地講座開催数	回	1	2	2	100.0%	A
㉖	食の安全に関する情報紙等の発行回数	回	10	10	10	100.0%	A
㉗	SNSによる定期情報発信の回数	回	52	52	56	107.7%	A
㉘	DXを活用したリスクコミュニケーションの実施回数	回	－	2	2	100.0%	A
㉙	食の安全理解促進事業開催数	回	4	4	4	100.0%	A
㉚	危機管理体制の充実に係る平時からの関係機関との連携会議の開催数	回	3	3	3	100.0%	A

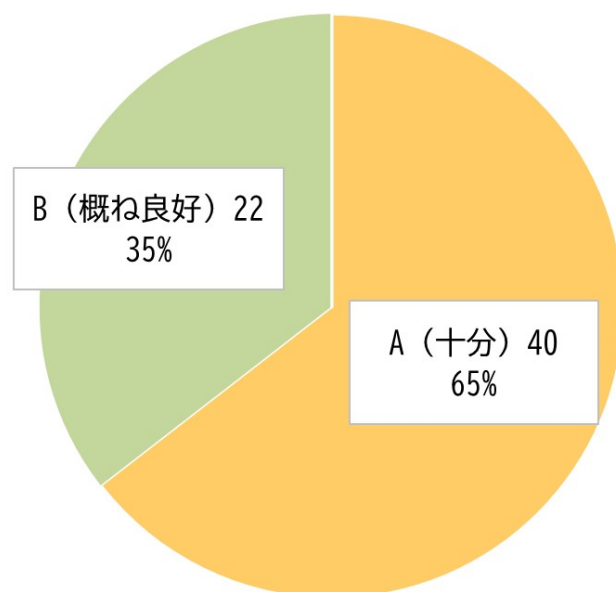
※1 令和6年度（2024年度）委託契約数

※2 達成状況の年次評価は行わず、最終年度にのみ評価を行う。

アー２ 第一次評価（「施策の方向」の評価） 【グラフ２、表２】

40 の「施策の方向」について、施策の方向に基づいて実施した全ての個別事業の実績等を踏まえて、所管課ごとに評価を行った結果、A評価が 40（65%）、B評価が 22（35%）で、C評価及びD評価はなかった。

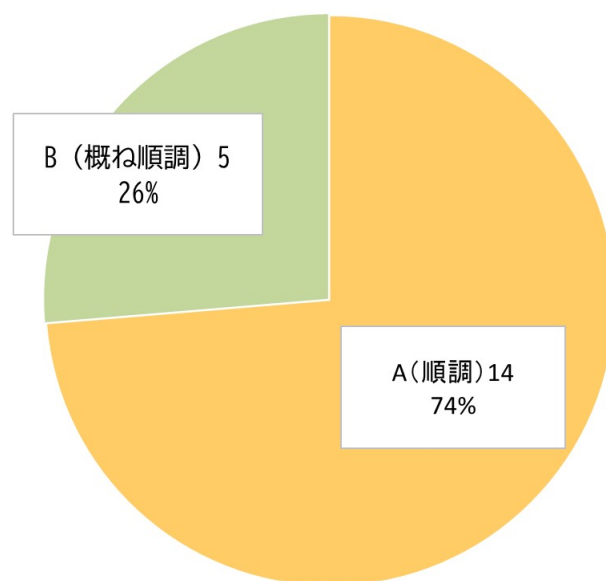
なお、施策の柱（１）「生産者による自主的な安全性確保の推進」のうち、基本施策「ア 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保の推進」の施策の方向「b 動物用・水産用医薬品等の適正使用推進」については、組織改正により、米麦畜産課から農政課へ移管された。



【グラフ２】令和７年度「施策の方向」の評価

イ 第二次評価（「基本施策」の評価） 【グラフ３、表２】

第一次評価の結果を踏まえて、19 の基本施策について食品・生活衛生課にて評価を行った結果、19 施策中A評価が 14 施策（74%）、B評価が 5 施策（26%）となり、C評価及びD評価の施策はなく、「基本施策」の評価は、全てB評価以上となった。



【グラフ３】令和７年度「基本施策」の評価（第二次評価）

【表2】令和7年度「施策の方向」の評価及び「基本施策」の評価

基本目標	施策の柱	基本施策	「基本施策」の評価	施策の方向	個別事業	所管課	「施策の方向」の評価
1 食品の安全性・信頼の確保	(1) 生産者による自主的な安全性確保の推進	ア 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保の推進	B	a GAP及び農場HACCPの導入の支援	指導者の資質向上、農業者の取組意欲向上を目指した研修会の開催	農政課	B
					国庫事業を活用したGAP第三者認証取得支援	米麦畜産課	A
					国庫事業を活用したGAP第三者認証取得支援	野菜花き課	B
				b 動物用・水産用医薬品等の適正使用の推進	動物用医薬品等の取扱指導 (組織改正により、米麦畜産課から農政課へ業務移管)	農政課	B
		イ 生産段階における農家の自主的な適正使用の推進	B		水産用医薬品等の適正使用に関する情報提供	蚕糸特産課	B
				c 放射性物質対策の推進	原木さのこの栽培管理に関する指導	林業振興課	B
		ウ 農林水産物の生産段階における自主的な安全性確保を担う人材の育成	B	a 農業の適正使用の指導	講習会等での農業適正使用の指導 農業の使用履歴の記録・保存指導の実施	農政課	B
				b 農業に関する情報の提供	農業情報の提供	農政課	B
					農業適正使用推進員認定制度 農業管理指導士認定制度	農政課	B
	(2) 生産者への衛生管理指導の充実	ア 農林水産物の生産者への衛生管理指導の実施	A	a 農業の適正使用の推進	講習会等での農業適正使用の指導(再掲)	農政課	B
					野生鳥獣肉の安全確保のための放射性物質検査の実施	自然環境課	A
				b 農産物等の安全性確保対策の実施	県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施	林業振興課	B
					出荷前農産物の残留農薬検査 農産物の放射性物質検査の実施	農政課	A
		イ 農林水産物の生産者を衛生管理指導する人材の育成	A	c 畜水産物の安全性確保対策の実施	飼料の適正な製造・使用の検査・指導 牛に給する飼料作物の放射性物質検査 県内産生乳の安全確保対策	米麦畜産課	A
					養殖水産物の安全確保対策	蚕糸特産課	A
				a 施策を推進する人材の育成	農業適正指導推進員認定制度(再掲) 農業管理指導士認定制度(再掲)	農政課	B
					GAP指導員の育成	米麦畜産課	A
					GAP指導者の資質向上を目指した研修会の開催	野菜花き課	A
						食品・生活衛生課	A
	(3) 食品等事業者による自主衛生管理の推進	ア 製造・加工・流通段階における自主衛生管理の推進	B	a 自主的な衛生管理の推進	HACCPに沿った衛生管理の周知及び導入支援	食品・生活衛生課	A
					群馬県食品衛生推進員による自主衛生管理の指導 検証としての自主検査の実施 食品衛生優良施設の表彰 福祉目的の食事提供に対する助言・指導 フードバンク活動に対する衛生管理の技術支援	食品・生活衛生課	B
				b 自主衛生管理推進のための側面的支援の実施	食品製造及び衛生管理技術支援	地域企業支援課	B
		イ 食品等事業者による自主衛生管理に必要な人材育成の支援	A	a 食品等事業者が行う人材育成の支援	(一社)群馬県食品衛生協会の指導育成 食品衛生責任者の再教育等の実施 衛生管理責任者等の資質向上対策 食品衛生推進員の資質向上対策 食品衛生功労者の表彰	食品・生活衛生課	B
		ア 製造・加工・流通段階における食品等事業者への監視指導の充実	A	a 食品営業許可施設等の監視指導の実施	食品営業許可施設等の監視指導 営業届出制度の周知	食品・生活衛生課	A
				b 給食施設等の監視指導の実施	「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく監視指導	食品・生活衛生課	A
				c と畜場・食鳥処理場の監視指導の実施	「学校給食衛生管理基準」に基づく巡回指導	健康体育課	A
				d 健康食品の監視指導の実施	県内1カ所のと畜場における食肉の微生物汚染実態調査の実施、県内2カ所の大規模食鳥処理場における細菌検査の実施及び衛生指導	食品・生活衛生課	A
	(4) 食品等事業者への監視指導の充実	イ 食品安全検査の充実	A		健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導	薬務課	A
					健康食品の栄養成分表示調査	食品・生活衛生課	A
				a 農産物の残留農薬検査の実施	流通食品の残留農薬検査の実施	食品・生活衛生課	A
					出荷前農産物の残留農薬検査(再掲)	農政課	A
				b 流通食品の安全検査の実施	健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導(再掲)	薬務課	A
					食品の収去検査の充実	食品・生活衛生課	A
				c 放射性物質検査の実施	県内の食品の放射性物質検査結果の公表	食品・生活衛生課	A
					野生鳥獣肉の安全確保のための放射性物質検査の実施(再掲)	自然環境課	A
		ウ 輸入食品安全対策の推進	A		県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施(再掲)	林業振興課	B
					県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施	蚕糸特産課	A
				d 検査体制の充実	法律の改正等に対応した新たな食品検査法の体制整備	食品・生活衛生課	A
				e 食品安全検査の信頼性の確保	食品衛生検査施設の業務管理(GLP)の実施	食品・生活衛生課	A
				a 輸入食品検査の実施	輸入食品検査の実施	食品・生活衛生課	A
				b 輸入食品に関する理解の促進	輸入食品に関する情報発信	食品・生活衛生課	B
				a アレルゲン検査の実施	流通食品のアレルゲン検査実施	食品・生活衛生課	A
					学校、保育所等関係者に対する研修の実施	こども・子育て支援課	B
	エ 食物アレルギー対策の推進	A	A	b 食物アレルギーに関する理解の促進	食物アレルギーをテーマとしたリスクコミュニケーション事業の実施	食品・生活衛生課	A
					学校、保育所等関係者に対する研修の実施	健康体育課	A
					保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)	こども・子育て支援課	B
				c 食物アレルギー対策の体制の整備	母子健康手帳による食物アレルギー対策の啓発	児童福祉課	A
					群馬県食物アレルギー関係課連絡会議の運営	食品・生活衛生課	A
					アレルギー発症報告の義務付けと事後措置の指導	健康体育課	A
		オ 製造・加工・流通段階を監視指導する人材の育成	A	a 施策を推進する人材の育成及び調査・研究の推進	知識・技術の習得	食品・生活衛生課	B

基本目標	施策の柱	基本施策	「基本施策」 の評価	施策の方向	個別事業	所管課	「施策の方向」 の評価
1 食品の 安全性・ 信頼の 確保	(5) 適正な 食品表 示の確 保	ア 食品等事業者による自主的な食品表示の適正化の推進	A	a 食品表示の適正化の推進	情報紙「ぐんま知っ得食品表示」の発行	食品・生活衛生課	A
		イ 食品等事業者が適正な食品表示に取り組むために行う人材育成の支援	B	a 食品等事業者が行う人材育成の支援	食品表示講習会の実施	食品・生活衛生課	B
		ウ 食品等事業者への監視指導の充実	A	a 適正表示の確認	食品表示法に基づいた収去検査の実施	食品・生活衛生課	A
		エ 食品等事業者を監視指導する人材の育成	A	a 施策を推進する人材の育成	国等主催の食品表示に関する研修会への参加	食品・生活衛生課	A
2 食の安全に 関する 相互理 解の促 進	(1) リス クコ ミュ ニ ケー シ ョ ン の 推 進	ア 消費者に対する食の安全情報発信の充実	A	a 食の安全に関する情報の迅速で正しく分かりやすい提供	情報紙「ぐんま食の安全情報」の発行	食品・生活衛生課	A
				b DXの活用等による食の安全に関する正しい知識の普及啓発	県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」によるLINE版「ぐんま食の安全情報」の発信	食品・生活衛生課	A
				c 食育を通じた消費者教育の推進	健康情報ステーションによる健康情報の提供 ぐんま食育応援企業登録制度	健康長寿社会づくり推進課	B
				d 食の安全に関する情報利用の促進	「食の安心ほっとダイヤル」の運用	食品・生活衛生課	A
				e 健康食品等に関する正しい知識習得の支援	薬剤師による健康食品等の適正使用の推進	薬務課	A
					健康食品等に関する情報発信	食品・生活衛生課	A
	(2) 対応の 充実 体制・	イ 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進	A	a 関係者間の交流事業の推進	「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働	食品・生活衛生課	A
		ア 行政における危機管理体制の充実	A	a 緊急事態発生時の迅速で的確な対応の実施	農業事業に係る緊急時対応マニュアルの整備及び周知	食品・生活衛生課	B
				b 関係機関との連携・協力体制の整備	関係機関との連携・協力	食品・生活衛生課	A